

### PART3(ツボ部分=一番広めたい部分)抜粋版



（医者）  
救急所で迷わよー

緊急事態係員?

九条自衛隊明記?

木ノ木の瘤を用國共薦  
す御内侍へすまこさざきがくの隣

「無理だ」

木ノ木の瘤がゆく。木ノ木へぐるま。木ノ木の瘤がゆく。  
さきにまくはり。木ノ木へぐるま。木ノ木の瘤がゆく。  
アマミハリヘカム。木ノ木へぐるま。木ノ木の瘤がゆく。  
アマミハリヘカム。木ノ木へぐるま。木ノ木の瘤がゆく。

医

院

## 筆者よりの付加的なメッセージ 二〇一七年十一月二十日

憲法国民投票は、二〇一八年夏から二〇一九年夏までの間のどこかで行われることになりそうです。

一番早く行われる可能性があるのが二〇一八年夏であることを考えれば、もうあまり時間はないと考えるべきでしょう。

緊急事態条項。九条自衛隊明記（または二項削除による自衛隊の軍隊化。**現時点ではよりサギ的・ダマシ的な案である九条自衛隊明記が正案になるだろう**という予測のもとにこの本を書いています）。それらは、この本で、簡潔なレポートに基づいてそのカラクリを説き明かすように、自由、平等、平和を破壊するものです。

備えあれば憂いなし。  
後の祭りとならないよう、

この本を通じて、安倍総理たちが真正面から語ろうとしない改憲の実態について知つた上で、どう投票すべきか考えていただければ幸いです。

## お願い

- ① この稿を基に、必要十分と思われる情報を提供しつつ、できるかぎりコンパクトに、読みやすく、わかりやすくして行きたいと思います。そのための意見やアドバイスなどがありましたら、どうぞお寄せ下さい。
  - ②そして百万人単位の読者を持つ漫画家さんにコミック化してもらうようにもしたいと思います。みんなの名前で漫画家さんに手紙を書いて、頼みましょう。名前を連ねてくれる方は、氏名及び職業、所属またはお住まいの市町村など（「主婦」「市民」などもOKです）をお知らせ下さい。
- ① ②は下記メールアドレスへ。

[tubo@kokumintohyo.net](mailto:tubo@kokumintohyo.net)

## 目次

INTRODUCTION.....	5
PART 3 投票所で迷わない、憲法国民投票のツボ.....	10
# 3-0 四枚のクツキーの中には毒入りクツキーが混ざっている。.....	10
# 3-1 クツキー1 緊急事態条項という毒入りクツキー .....	12
# 3-2 クツキー2 「自衛隊を軍隊にして、日本の外でも武力を使えるようになり、戦争でもやるよつにするための案」という毒入りクツキー .....	45
# 3-3 クツキー3、クツキー4について。そして結論.....	73

## イントロダクション

憲法を変えるかどうかを決める国民投票が、二〇一八年夏から二〇一九年夏までの間のどこかでまず確実に行われるだろう。早ければ二〇一八年夏にも・・・。

三千万署名やデモや国会への論戦など、国民投票を実現させないために最大限の努力が必要な一方で、実現させてしまった場合を想定して早めに備える転ばぬ先の杖も必要だ。

そう考えて、この本を書いた。

モリカケ疑惑と同様に、憲法改正においても安倍総理たちが憲法改正詐欺だということを、この本を通じて知ることができるだろう。

国民投票になつた時にはどう投票するか、そろそろ考えておいた方がいいのでは？

この本は世代を超えたみなさんに、小説形式で、「投票所で迷わない、憲法国民投

票のツボ」を伝えるものです。これから世代の人たちにもよりわかりやすく親しみやすく伝えるために、この本を原作としたコミック化も考えています。（筆者註：現段階では、この原稿はまだ、たまき台と考えてください。公募する、コミックの原作の一つとしてのそれもあります。要はあくまでPART3から始まる「PART3 投票所で迷わない、憲法国民投票のツボ」だと考えていています。その部分だけプリントアウトしたものも、この原稿に添えてお渡しします。コミック化のためには、PART3を中心にコンパクトに再構成した方がいいかもしれません。また、PART1～PART3、PART4～PART5をそれぞれ一つの大きなセクションとして再構成してもいいかもしません）

PART3に詳しく書きましたが、

四つの案を四枚のクッキーにたとえて説明すると・・・

それら四枚のクッキーの中には毒入りのクッキーが混ざっています。緊急事態条項と九条自衛隊明記の二枚です。

あなたが一般国民なら、この二枚は絶対に食べてはいけません、その四枚を四枚

全部食べるか、四枚全部食べないか、二択のどちらかを選ばなければ（＝投票しなければ）ならない場合には、四枚のクッキーを全部食べる選択をするのはやめるべきだし、そのことを一人でも多くの人に伝えるべきでしょう。

安倍総理たちの緊急事態条項と九条自衛隊明記についての説明は詐欺です。詐欺のセールストークです。

彼らが企てているのは、国民投票を利用した憲法改正詐欺です。

PART3では、名探偵コナンが事件のカラクリを解き明かすように、あの超有名人が**簡潔なレポート（四角い枠で囲んだ部分）**に基づいて、安倍総理たち説明するの改憲のセールスポイントのカラクリを解き明かしてゆきます。

ストップ、憲法改正詐欺！

登場人物

ケンタとノリカ 若いカツプル

Q

坂本龍馬

幕末に自由と平等と平和のために奔走したヒーロー。あの世から、安倍総理たちの改憲案によつて自由と平等と平和が脅かされいる現在に舞い戻つて、ケンタとノリカに憲法のツボを伝授する。

## PART1～PART2の概要

謎の美少年Qに表参道で声をかけられたケンタとノリカはQによつてシミュレー  
ション空間にいざなわれ、そこで憲法の基本を体得し、Qに連れられて現実空間のカ  
フェに行く。そこで二人を待つていたのは坂本龍馬。

「高知にあるわしの記念館の館長さんがわしについて、  
『(彼の)根っこにあるのは、自由と平等と平和。それらは人間の一番大事な根っこ  
です。その根っ子が揺らぐ平成の現代と幕末は似通つてゐる。龍馬の出現を持ち望ま  
れているのが今の時代ではないかと思います』

と言ひちゅう（「ちゅう」は土佐弁で「てへる」。言ひてへる）。

<http://ryoma-kinenkan.jp/wp/wp-content/uploads/2017/02/hitou72.pdf>

その通りだと思う。

だから、わしはあの世から今こゝに舞い戻ったんじゃ」と龍馬。

ケンタとノリカは龍馬やQから更に憲法の基本を聞いたあと、「投票所で迷わない、憲法国民投票のツボ」を学ぶ。

〔PART1 見えない守護神〕〔PART2 主役が見えると憲法がわかる〕、省略)

## PART3 投票所で迷わない、憲法国民投票のツボ

#3-0 四枚のクッキーの中には毒入りクッキーが混ざっている。

「憲法国民投票は今年二〇一八年夏～来年二〇一九年夏までの間に行われることになるだろうね。

たとえば名探偵コナンが事件のカラクリを解き明かすように、安倍総理を親玉とする自民党の改憲案のカラクリを解き明かすことが、今、みんなに必要なんだよね。カラクリを知らないと、あとで悔やんでも悔やみきれないようなことになりかねないから。

その憲法国民投票では、自民党のリーダーシップのもとに作られた四つの案が国民投票にかけられるだろう。

四つの案を四枚のクツキーにたとえて説明すると・・・

この四枚のクツキーの中には、一般国民にとつては毒入りのクツキーが混ざっている。

でも安倍総理たちはそれらが毒入りだということは知らせないまま、一般国民にそれらを食べさせよう（＝賛成の投票をさせよう）としている。

そういう国民投票なんだよね」

Qは説明した。

「ほんとに毒入りが混ざっているの？」とケンタ。ノリカも信じられないという顔をした。

「ああ。それは緊急事態条項と、9条自衛隊明記という、ぼくたち一般国民にとつては毒入りのクツキーがね。それは、独裁者や権力者たちにとつてはとてもおいしいクツキーなんだけどね」

「わかりやすく説明して」

ノリカはリクエストし、ケンタも頷いた。

「その説明は龍馬さんにしてもらうよ」

Qに言われた龍馬は頷き、説明を始めた。

### #3-1 クツキー1 緊急事態条項という毒入りクツキー

「自民党のリーダーシップのもとに、国民投票にかけられる四つの案＝四枚のクツキーは次の通りなんじゃ。」

クツキー1..緊急事態条項

クツキー2..自衛隊を軍隊にして、日本の外でも武力を使えるように、戦争に参加できるようにするための案

クツキー3..教育の無償化の案

#### クツキー4：参議院の選挙区に関する案

(筆者註：二〇一七年十一月二十八日の時事通信によれば、「(自民党憲法改正推進本部は)改憲案には『無償』の文言を明記せず、二〇一二年の党改憲草案に沿って、国に『教育環境の整備』を求める努力義務規定の追加にとどめる方向で検討することになった」とのことですが、とりあえずクツキー3は『教育の無償化の案』のままにしておきます。彼らが国民の大多数に受け入れられるような、別のいかにもおいしそうなクツキーを今後出してくる可能性も意識においておいた方がいいかもしれません)

「毒入りってどれ？」とノリカ。

「まず、クツキー1の緊急事態条項。これを持つ憲法は、この条項が宣言され発動されることによって権力者中の権力者である独裁者が実質的にこの国の主役になつて、なんでも好き放題に法律を作ることのできる憲法になるんじや」と龍馬。

「ほんとに？」

「ああ。クッキー1、緊急事態条項が宣言され発動されると、憲法上、一番最初のシミュレーションのようなことが起きることになる。総理大臣の決めたことがすぐにそのまま法律になる。みんなの権利や自由も奪える法律も作れるぜよ」

「総理は神なり、法律なり！」とQ。

「そういうこと。クッキー1、安倍総理をトップとする自民党の緊急事態条項がどういうものか、もっと具体的に詳しく知りたい？」

ノリカもケンタも頷いた。

「じゃ、まず、安倍総理たちのセールスポイントとそのカラクリの説き明かしをまとめたレポートを見てほしいんじや」

龍馬はケンタとノリカに次のようなレポートを渡した。

**★安倍総理や緊急事態条項を憲法に入れたい人たちが宣伝している緊急事態条項の国民向けセールストークと、そのカラクリの説き明かし**

## 安倍総理たちのセールストーク1

災害対策に緊急事態条項は必要です。東日本大震災や熊本地震のような緊急事態対処の憲法規定があれば、多くの国民を災害から守ることができました。来るべき大災害に対処しうる憲法規定が必要となっています。

### 1のカラクリ説き明かし

東日本震災の被災地となつた現場の知事たちのほとんども熊本の知事も、災害対策として緊急事態条項は不要、かえつて災害対策の妨げとなる、それよりも現場に权限をおろしてほしいと言っています。起こりうる事態を十分に予測して事前に十分な準備をしておけば、法律で十分に対応できます。（1のカラクリの説き明かしの裏付けとなる新聞記事等、三十七ページ～四十四ページ）

だのに何故、安倍総理たちは「災害対策に必要だ」とみんなに説明してそれを憲法に入れようとしているのでしょうか？

## 安倍総理たちのセールストーク2

緊急事態条項によって独裁権力が生まれることはありません。「国民の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない」というルールや「事後に国会の承認を得なければならぬ」という、独裁者を生み出さないためのルールがちゃんと書いてあります。

### 2のカラクリの説き明かし

総理大臣は、内閣の親玉であると同時に、国会の多数派の議員たちの親玉でもあり、小選挙区は親玉に逆らうと公認してもらえず当選は困難なので、多数党の議員たちはほとんど全員、総理に逆らえません。

絶対多数党の親玉である総理が通したいものは何でも国会で通り、事後承認が得られないわけはありません。

また「何が最小限の制限か」を決定するのは、総理を親玉とする内閣であり、誰も

その決定を取り消せることはできません。結局、総理は法律と同一の効力を持つ政令を独裁的に決めることができるのです。

### 安倍総理たちのセールストーク3

法律と同一の効力を持つ政令を作れるのは総理ではなく内閣なので、内閣が反対すれば法律と同一の効力を持つ政令は作れず、総理に独裁権はありません。

### 3のからくりの説き明かし

内閣のメンバーは親玉である総理の意志に逆らえないので、総理が決めたことか、総理がOKしたことか、どちらかだけが法律と同一の効力と同一の効力を持つ政令になります。つまり、総理は独裁権を持つことになります。そういうものとして、緊急事態条項はデザインされ、計算づくで書かれています。

世界史に名高い独裁者であるナチスドイツのヒトラーに独裁権を与えたのは、全権委任法というものでした。その全権委任法も内閣に独裁権を与えるものでしたが、内

閣のメンバーは誰もヒトラーに逆らえなかつたので、結局、全権委任法はヒトラーに独裁権を与えるものだつたのです。

(2と3の詳しい裏付け解説、二十三ページ～三十六ページ。)

### 安倍総理たちのセールストーク4

この緊急事態条項を、ナチスドイツの独裁者ヒトラーを生み出した、ドイツのワイメール憲法の緊急事態条項と同一視する人がいますが、決してそうではありません。

### 4のカラクリの説き明かし

安倍総理たちの提案する緊急事態条項の実態は、ヒトラーを生み出したワイメール憲法の緊急事態の進化バージョン、より強力な黒魔術の杖と言えます。

ワイメール憲法の緊急事態条項そのものの中には、ヒトラーに独裁権を与える条項はなく、彼に独裁権を与えるためには、別に全権委任法を作る必要がありました。

しかし、安倍総理たちの緊急事態条項の中には最初から総理に独裁権を与える条項が入っています。その意味で、安倍総理たちの提案する緊急事態条項の実態は、ヒトラーを生み出したワイマール憲法の緊急事態の進化バージョン、より強力な黒魔術の杖だと言えます。

(詳しい解説、二十一ページ～二十三ページ)

## 安倍総理たちのセールストーク5

自民党の緊急事態条項案のような規定は、外国の憲法でも、ほとんどの国で盛り込まれているところです。

## 5のカラクリの説明かし

「この毒入りクッキーはほとんどの人が食べています。だから、あなたもこの毒入りクッキーを食べなさい」と言われても、毒入りは毒入りなのだから、食べてはいけま

せん。緊急事態条項についても、それと同じことが言えます。（三十六ページ～三十七ページ）

## まとめ

結局、安倍総理たちは災害対策など1～5という詐欺的な説明によつて、総理の独裁と国民の自由・人権の制限が可能になる緊急事態条項を憲法に入れようとしているということになります。詐欺的な説明によつてそうしようなんて、狡いと思いませんか？

安倍総理を親玉とする今の自民党は、自由民主党なのに、不自由非民主の実現を図つている、不自由非民主党なのではないでしょうか。

「龍馬さん、あたし、この結論、間違つてないと思うよ」とノリカ。  
「自分も。やっぱ、クツキー1は毒入りなんだよね」とケンタ。  
「そうなんじや。

この紙を読んだだけでは納得できない人も、納得できたけどもつと深く知りたい人もおるじやろーのー。そういう人たちのためにも、これからクッキー1をもつと詳しく述べるけん、よかつたら聞いて」と龍馬は言つた。

#### 4のカラクリの説き明かし

ケンタはあの男の顔を思い出し、龍馬に尋ねた。

「質問があるんだけど、ほらあの、一番最初のシミュレーションに出て来たちよび髭の独裁者……」

「ヒトラーのことだね？」

「うん、多分。あの独裁者のヒトラーも、その緊急事態条項を利用して独裁者になつたとか？」

「まあね。

ヒトラーの場合はずドイツのワイマール憲法という憲法の緊急事態条項を利用して言論を封じ邪魔者を排除し、議会でも反対政党の議員たちを逮捕したり議席を無

効にしたりして、国會議員の大多数が自分のイエスマンで占めるようにして、それでも足りない人数分の議員たちは脅迫的雰囲気の中で仲間に引き入れて三分の二議席を確保し、

<http://shino.pos.to/master/?viewDetailed=00070>

数の力によって、ヒトラーを親玉とする内閣が法律を作ることができるようにする全権委任法を通過させて独裁権を手にいれたんじゃ。

親玉のヒトラーに逆らえる者は誰もいなかつた。だから、ヒトラーの考えが法律になるか、ヒトラーがOKしたことが法律になるか、どちらかしかなかつた。

全権委任法は字面を見ると内閣が独裁者だつたけど、実質的にはヒトラーが独裁者だつた

「そなんだ・・・」

「これから説明するように、クッキー1には最初から総理を親玉とする内閣が法律（と同等の効力を有する政令）を作ることができルールが書かれちゅう。

だからヒトラーのようにまず邪魔者を排除するなんて手間をかけ、そのあとに独裁権を手に入れる必要はなくて、

クッキー1が通れば、あとはただそれを宣言し発動するだけで、いつでも総理はヒトラーミたいに独裁権を手に入れることができるぜよ。

その意味で、独裁者になりたい者には使い勝手のよい進化バージョン、より強力な黒魔術の杖なんじや」

「なんと・・・」

「憲法の中のほかのルールがどれもみな、国民みんなが主役のルールだったとしても、緊急事態条項が宣言され発動されれば内閣のメンバーである大臣たちの親玉である総理大臣の考えることにみな従わなければならなくなり、ほかのルールは全てフリー<sup>23</sup>ズしたに等しくなってしまう」

「あたしたちから見たら、黒魔術の杖どころか悪魔そのものみみたいな、超猛毒な憲法ルールね」

「その通りじゃ。安倍総理たちの緊急事態条項がどういうものか、その具体的ルールのカラクリについて、これから説き明かしてゆくぜよ」

## 2と3のカラクリの説き明かし

**緊急事態条項の具体的なルール1：総理は思いのままに『その他の法律』を作つて発動することによって、独裁者になれる。**

「まず、クツキーー1の最初の部分に、なんでも緊急事態条項を発動させるための口実にできちゃいかねない仕掛けがあるんじやよ」と龍馬。

「仕掛け？」とノリカ。

「そう。こう書いてある。

内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、

内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害

その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、

閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

仕掛けというのは『その他の法律で定める緊急事態』なんじや。わかるかな、どう

いう仕掛けか?」

「えっと・・・わかった、『その他、法律で定めてしまえばなんでもOKの緊急事態』でしょ」

とノリカは答えた。

「どういうこと?」

首をかしげるケンタに、ノリカは説明した。

「**『その他の法律で定める緊急事態』を『その他、法律で定めてしまえばなんでもOKの緊急事態』**と置き換えると、見えやすいかも。

内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他、法律で定めてしまえばなんでもOKの緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。」

「なるほど。総理大臣の率いる権力＝政府＝国会の多数党が決める法律に書かれていることが緊急事態になるということか。これまた、権力者が主役の発想だな」とケンタ。

「そう。その法律を解釈して緊急事態を発するのも総理大臣なんだよね。結局、総理は思いのままに『その他の法律』を作つて宣言し発動し、独裁者になれちやうのよね」「その他の法律を作つて、それによつて緊急事態を発するまでもなく、日本のどこかで地震が起こつたら、それを口実に緊急事態を宣言し発動することができちやう。日本は地震大国だから・・・」

伝染病なんかも、緊急事態を宣言し発動して独裁権を手に入れるための口実に使え  
ちやう」

龍馬は「その通りじや」と頷き、その先を話した。

**緊急事態条項の具体的なルール2・国会の多数派を率いるのは結局総理大臣だから、  
国会の承認は必ず得られる。**

緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、

**事前又は事後に国会の承認を得なければならぬ。**

「どうじゃ、これって？」龍馬は質問した。

「この紙に書いてあるように、国会の多数派の親玉は結局は総理大臣だから、国会の承認は得られるだろうね。事後でもいいんだから、まず口実を作つてさつさと緊急事態を宣言し、法律と同一の効力を持つ政令をどんどん作つて、それをみんな後から国会に承認させるのなんて楽勝にできちゃう」

ケンタはそう答えた。

「そういうこと。

国会の承認が必要だから、総理は独裁者にはならない、だから問題ないと言う人もいるけど。でも、

今だつて、総理に逆らえる自民党の国会議員なんていないし、いても勇気のあるごく少数に限られるだろうから、国会の承認は得られないわけがない。

字面はともかく、現実的に考えたらそういう結論しかない」とQ。

「なるほど」とケンタ。龍馬は説明を続けた。

「Qの言う通りじゃ。

繰り返しになるけど重要なポイントだからあえてもう一度言うぜよ。

ヒトラーが独裁権を握るために作らせたのは全権委任法という法律だつたんだけ  
ど、

その法律は、字面の上ではヒトラー個人に独裁権を与えるものではなく、このクツ  
キー1みたいに、内閣に立法権を与えるものだつた。

でも、内閣のメンバーは誰もヒトラーに逆らえなかつたから、実質的には結局、全  
権委任法はヒトラーに独裁権を与えるものだつた。

同様に、このクツキー1も、総理大臣に独裁権を与えるものになるんじや。  
現実的に考えると、それが結論ぜよ。

そのように、実質的には総理に独裁権を与えるための条文として、クツキー1はし  
っかりデザインされちゅうぜよ（＝デザインされているんだぞ）。

カシコい連中の書くこういう条文には、明確な意図はあつても、見落としやミスは  
ない」と龍馬。

「だつたら、字面の上でもはつきりと、総理に独裁権を与えますって書いたらいいと思うけどな」とケンタ。

「そういう風に露骨に書いたら、一般国民に猛反対されるに決まつてるじやろ？ その結果、これは第二のヒトラーを生み出すためのとんでもないもう毒入りクツキーだとみんなから思われるけんね」と龍馬。

「確かに。そう思われるのがわかり切つていたら、自分だつてやつぱりクツキーみたいにオブラートに包んだ猛毒を書くと思う」とケンタ。

「でも、あえて聞くけど、総理大臣みんなが独裁者になりたいわけじゃないと思うんだけど、独裁者になりたいとは考へない総理だつたら、クツキーも問題ないんじやないのかな？」とノリカ。

「いい質問じや。逆に聞くけど、クツキーを利用して独裁者になりたいと思う総理は金輪際決して現れないという保証はあるのかな？」と龍馬。

「その保証はないわね」

「それがない以上、クツキーを憲法にしちや絶対ダメという結論になる。憲法は最悪の場合にも国民を守つてくれるものでなければならんけんね」

「そうだよね、やつぱり。わかった」

「ということで、それじゃ次に行くけん」

緊急事態条項の具体的なルール③：総理は国会によらずして、内閣の親玉として、実質的な法律を作れる。国会なんてないも同然になる。

緊急事態の宣言が発せられたときは、

法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、

内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

「つまり、国会などすつとばして、国会によらずして実質的な法律をつくれちゃうということ。別の言い方をすれば、国会なんてないも同然になるぜよ。

ここでも、字面の上では、主語は内閣になっちゃうんじやが・・・」と龍馬。

「その先は言わなくても、もうわかるわ。

さつき龍馬さんが言つたように、内閣の親玉は総理大臣だし、その内閣の大臣たちはみんなそういう総理大臣の子分のイエスマンばかりでしようから、

結局、総理の考えた案が総理がOKした案しか法律と同じ効力を持つ政令にしかならないよね。

ということはやはり、総理大臣は独裁権を持つ独裁者だということになっちゃう。ドイツの全権委任法も内閣が法律を作れる法律だつたけど、ヒトラーが内閣の親玉だつたから、結局ヒトラーは独裁者になっちゃつたんだよね。

その全権委任法と基本的に同じ内容のものが、クツキー1には最初から組み込まれている。

それを書いた人たちは過去のドイツの歴史からもしつかり学んで、独裁者になりたい人にとって更に進化させた使い勝手のいい黒魔術の杖を、クツキー1として書いた可能性もあるというか・・・。

そういつたことを言いたかつたんでしょう?」とノリカ。  
「その通りじゃ。じゃ、次」と龍馬。

**緊急事態条項の具体的なルール4：その実質的な法律は国会の承認を必ず得られる。**

前項の政令の制定及び処分については、  
法律の定めるところにより、

**事後に国会の承認を得なければならぬ。**

「どうじや、これは？」

「ルール2と同じように、現実的に考えたら、国会の事後の承認は必ず得られるんじ  
やないかな？」

とノリカ。

「その通り。では、次」

**緊急事態条項の具体的なルール5：みんなの権利や自由を思いのままに限りなく  
制限することが可能になる。**

緊急事態の宣言が発せられた場合には、**何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置について発せられる國その他の機関の指示に従わなければならぬ。**

この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の**基本的人権に関する規定は、**

**最大限に尊重されなければならない。**

「どうじゃ、これは？」

「何が『最大限の尊重』か決めるのは独裁者やその子分の権力者たちなんでしょう？」  
とケンタは言った。

「そうじゃね」

「なら、ほとんど尊重しなくとも、場合によつては全く尊重しなくとも、『これが今  
の状況においての最大限の尊重です』とか言つてみんなの権利や自由を好きなよう

制限したり奪つたりすることができちゃう」

「わしもそう思うぜよ」と龍馬。

○は更に補足した。

『自民党案の緊急事態条項は憲法に反するような、法律と同等の効果を有する政令を作ることとはできない。だから問題ない』

とか言っている人もいる。

<https://say-kurabe.jp/11076>

でも、ケンタのいう通り、『今の状況では、最大限に尊重しても、やはり制限する必要、奪う必要があります』とか説明すれば憲法に反することにはならず、そう言うことによつて、みんなの権利や自由を限りなく思いのままに制限したり奪つたりすることができる法律を作ることが可能になる』

「○の言う通りだよ。では、最後のルール」と龍馬。

緊急事態条項の具体的なルール６・総理はずっと大臣のまま、緊急事態を終わらせ

**ることのないまま、どんどん自分の独裁権を強めてゆける。**

緊急事態の宣言が発せられた場合においては、

法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、  
**衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及び**  
その選挙期日の特例を設けることができる。

「どうよ、これ？」

「そうね、衆議院が解散されないということは総理大臣の支配する衆議院の議員たちの顔ぶれがずっと変わらないってことよね？」とノリカ。

「そうじや。衆議院の多数派の議員の中から総理大臣は選ばれるから、その多数派がずっと変わらないということは総理大臣もずっと変わらないということじや。ずっと総理大臣のまま、緊急事態を終わらせることのないまま、その総理大臣はどんどん自分の独裁権を強めてゆける。

ヒトラーの全権委任法も一九三七年四月一日までしか効力を持たない期限付きの

ものだつたけど、結局、一九四五年四月三〇日にヒトラーが自殺して戦争が終わるまでの間延長され続けたんじゃぜよ」と龍馬。

## 5のカラクリの説を明かし

○は次のように補足した。

「『自民党の緊急事態条項案のようないく』なじと申つてゐる人もいる。  
込まれてこぬふいへです」

<http://suematsu.org/proposals/detail/1787>

西修という改憲派の憲法学者はそれを論文発表している。

[http://www.law.nihon-u.ac.jp/publication/pdf/nihon/82\\_3/25.pdf](http://www.law.nihon-u.ac.jp/publication/pdf/nihon/82_3/25.pdf)

それが事実だとしても、だからといって、クッキーの毒が消えることは絶対にあり得ない。だのに、『わかりました、じゃ食べます』って毒入りクッキーを食べるかな?」

「食べるわけないよね！」とノリカ。ケンタも頷いた。

「勿論、わしも食べない。いくらごまかそうとしても、クッキー1、緊急事態条項は、緊急事態を宣言することによって、憲法を独裁者が主役のそれに一気に変えてしまえる、一般国民にとつての猛毒クッキーだという事実は揺るがないんじゃ」と龍馬。

## 1のカラクリ説き明かし

「わかつたわ。でも、外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害がもしも起こった時には、どうするの？」

ノリカの問いに龍馬は答えた。

「ちょっと調べればわかるけど全部、憲法に緊急事態条項を入れなくとも、法律で対応できるんじやよ」

「ううなんだ？」

「ああ。

災害対策について言えば、日本の災害対策の法律は既にとてもしつかりちゃんと整

備されちゅうから、災害対策のために、憲法に緊急事態条項を入れる必要性はないぜよ。

東日本大震災においては、政府の初動対応は極めて不十分であつたと評価されちゅうけど、それは法制度に不備があつたからじゃなく、災害への事前の対策が不足し、法制度を十分に活用できなかつたからじゃ。

事前の準備の不足は、憲法に緊急事態条項を創設すれば克服できるというもののじやないじやろ？

起こりうる災害に備えて事前の準備を十分にしておけば、今ある法律で十分に対応できるんじや。なのに、どうして災害対策を口実に、ことさら憲法に緊急事態条項を入れたがるんじやろーね？

もしも今ある法律で対応できないことが具体的に想定されると言うなら、国民投票なんていう大変な手続きを使うまでもなく、それに対応できる法律を国会で新しく作ればいいんじや。その方が早くできるし、独裁者になりたい者に利用されるリスクもないし」

ケンタもノリカもうんうんと頷いた。

「安倍総理たちはクツキー1、緊急事態条項を憲法に入れるために、憲法国民投票に際して、

【東日本大震災や熊本地震のような災害に十分に対応するためにクツキー1が必要だ】

つて、**大宣伝**してくる可能性が大きいと思う。

なので、それに対する具体的な反論をやや詳しく話しておきたいと思う。

二〇一六年四月三十日の毎日新聞には次のような記事が載つちゅう。

憲法改正の主要テーマである『緊急事態条項』を巡り、東日本大震災で被災した岩手、宮城、福島三県の四十二自治体に初動対応について聞いたところ、回答した三十七自治体のうち『条項が必要だと感じた』という回答は一自治体にとどまつた。震災を契機に条項新設を求める声が政府内外で高まつていたが、被災自治体の多くは現行

の法律や制度で対応できると考えている。

二〇一六年三月十五日の東京新聞には次のような記事が載つちゅう。

東日本大震災で大きな被害があつた岩手、宮城両県沿岸部の七首長に、自民党が改憲テーマの一つに挙げる緊急事態条項の必要性などを聞いたところ、条項が必要としたのは一人だけで、『むしろ現場に権限を下ろしてほしい』など否定的な回答が複数あつた。緊急事態条項は内閣への権限集中を規定しており、被災自治体のニーズとのずれが浮かんだ。（中略）

菅原茂・気仙沼市長と奥山恵美子・仙台市長は、『自治体の権限強化が大事だ』などとして、不要と明言。菅原市長は、草案発表後に災害対策基本法が改正され、災害で道路をふさいだ車両の撤去などが可能になつた点を挙げ、『緊急事態条項があれば、人の命が救えたのか。災害対策基本法の中にある災害緊急事態条項で十分だ』との考えを示した。

戸羽（とば）太・陸前高田市長も『震災時は、国に権力を集中しても何にもならぬい』とし、否定的な見方を示した。

災害現場のニーズがわかつちよらん中央の政府・内閣に権限を集中しても現場にと

つていいことはない、それよりも災害の時には現場となり、現場のニーズが一番よくわかる自治体に権限を下ろした方がいい。

東日本大震災を経験した自治体の大部分がそう考えちょっとって、そういう理由で、憲法に緊急事態条項を入れることには反対しちゅうんじや。

二〇一六年四月十四日に発生した熊本地震についても、二〇一六年五月十日の毎日新聞は次のようなエピソードを紹介しちゅう。

十七日に熊本県庁で開かれた現地対策本部会議。政府が本部長として派遣した松本文明副内閣相が語気を強めた。

『（食料が）数力所の避難所にしか届かなかつたということになると、それがメディアに報じられて大変なことになる』

『（ガソリンが）届いていない現場を放送されちゃうと、官邸はもつとむきになつて【お前ら何やつてんだ】と大騒ぎになる』

土砂崩れが交通網を寸断し、懸命の人命救助が続けられ、余震におびえる人たちが避難所や車の中でも命をつなごうとしていた。そんな状況での発言は、官邸の『見栄え』ばかりを気にしているようにも受け取られ、会議室は寒々しい空氣に包まれた。終了

後、県関係者は『現場のことを分かつていない』と強い不快感を示した。

この記事との関連で、インターネットの「リテラ」には二〇一六年四月十六日付けの次のような記事が載つちゅう。

東日本大震災であれだけ対応の遅れが指摘された菅政権は地震発生の翌日、激甚災害の指定を閣議決定しているが、安倍政権は今日十六日昼の時点でもまだ、指定していない。

自衛隊の増派についても同様だ。知事側は最初から大量派遣を求めていたにもかかわらず、政府は当初、二千人しか出さなかつた。そして今日未明、マグニチュード七・三の大地震が起き、被害の大きさを知つてから、ようやく増派を決定したのである。「被災者の救出が遅れているのは、一回目の地震で行政機能が麻痺していたところに、二回目の地震が起きて、安否確認や救出が満足に行えていないから。政府が熊本県の求めに応じて、一回目の地震の直後からもっと積極的に動いていたら、もう少しこの混乱を防げたのではないかと思います」（熊本県庁担当記者）

その後も、安倍政権は不誠実きわまりない対応を続けている。そのひとつが、安倍自身の現地視察見送りだ。安倍首相は、昨日の政府会合で「現場を自らの目で確かめ、被災者の生の声に接し、今後の対策に生かす」と意気込んでいた。ところが、

マグニチュード七・三に達する大地震が起きるや、視察を見送ってしまったのである。

(中略)

『視察取りやめは、マグニチュード七・三の大地震が起きて、安倍首相がさらに大きな地震が起きるかもしれない、と怖じ気づいたからでしょう。安倍さんは東日本大震災、福島第一原発事故のとき、菅直人首相（当時）の対応を手厳しい批判しました。しかし、菅さんのほうがまだ、自分で危険な場所に行つただけマシ。安倍さんは被害対策を地方に丸投げし、首相公邸に籠もりつきりですからね』（全国紙政治部記者）

(中略)

結局、政府が派遣したのは、災害担当の松本文明内閣府副大臣だけ。しかもこの副大臣、蒲島県知事と面会するなり、『今日中に青空避難所というのは解消してくれ』と切り出し、知事から『避難所が足りなくてみなさんがあそこに出たわけではない。余震が怖くて部屋の中にいられないから出たんだ。現場の気持ちが分かっていない』と怒鳴り返されるという失態を演じてしまった。

『蒲島知事は政府の後手後手の対応に相当、怒っていますからね。怒るのも無理はありません』（前出・熊本県庁担当記者）

これだけでも信じがたい対応だが、安倍政権は、現地の要望を無視しただけでなく、当初、この地震を政治利用しようとしていたフシがある。

一回目の地震の翌日夜、菅官房長官が記者会見で、熊本地震を引き合いに出して、憲法の新設項目として非常時の首相権限を強化できる『緊急事態条項』の必要性を主

張した。

記者から『予想もしなかつた大きな地震が発生した。早急な緊急事態条項の必要性をお考えか』と水を向けられると、菅長官は『今回のような大規模災害が発生したような緊急時において、国民の安全を守るために、国家、そして国民みずからがどのような役割を果たすべきかを憲法にどのように位置付けていくかということについては、極めて、大切な課題であると思つて』と述べたのだ。

この記事を読めば、安倍総理たちが東日本大震災や熊本地震などの災害を利用してクツキー1、緊急事態条項を憲法に入れようとしちゅうことがよくわかると思う。

結局、安倍総理は、四月二十三日になつてようやく、熊本地震による被害状況を視察するため、熊本県を訪問したんじやけどね・・・。

## まとめ

クツキー1を憲法に入れたい人たちは、本当のことを知らせず、手前勝手なセールスポイントによつて、または、『これは毒なんかじや決してありません』つてあの手この手を尽くしてみんなに印象付け、説得することによつてこれを通そとすると思

うんじや。でも、今言つたようにクツキー1は猛毒入りじや。

見えない守護神憲法を独裁者を目指す者にとつて使い勝手のいい黒魔術の杖憲法に変えてしまうような投票をするかな?」

ケンタとノリカは首を横に振つた。

#3-2 クツキー2:「自衛隊を軍隊にして、日本の外でも武力を使えるように、戦争できるようにするための案」という毒入りクツキー

「じゃ、今度はこのレポートを見てほしいんじや」

龍馬はケンタとノリカにそれを渡した。

★安倍総理や九条自衛隊明記を憲法に入れたい人たちが宣伝している九条自衛隊明記の国民向けセールストークと、そのカラクリの説き明かし

安倍総理たちのセールストーク1

自衛隊は国防の要であり、さらに世界の平和貢献活動や大規模災害支援にも大きな役割を果たしています。しかし、憲法上「違憲」の疑義があると指摘され、自衛隊の憲法上の根拠はあいまいです。九条に自衛隊を明記して、ちゃんと認知し、自衛隊の位置づけを明確にしてあげる必要があります。

## 1のカラクリの説き明かし

「安倍総理たちの表現方法で九条に自衛隊を明記したとの自衛隊と、今の自衛隊とは、同じなのか、違うのか？」違ったとしたら何が違うのか？」安倍総理たちはちゃんと説明してくれていません。

結論を言えば、安倍総理たちがカシコい人たちに書かせた九条自衛隊明記の条文は、どう書いてあろうと間違いない、やはり黒魔術の杖にほかならず、それによつて自衛隊は、國の外に出ていつて戦つたり戦争に参加したり、積極的に戦争をしかけられる、自衛隊という名前の実質的な軍隊になってしまいます。

この黒魔術の杖によって、今の九条が定めている「戦争放棄」も「戦力不保持」も自衛隊には適用されなくなります。その結果、名前はどうあれ、自衛隊は立派な軍隊になり、海外で戦争でき、先制攻撃も侵略戦争も憲法上可能になつてしまふのです。

このように自衛隊が正真正銘の軍隊となつてしまふという重大な変更を、なんで安倍総理たちはきちんと説明しないのでしょうか？（詳しい解説、六十三ページ～七十三ページ）

## 安倍総理たちのセールストーク2

中国や北朝鮮が攻めてくる可能性があるので、その対策として、九条を変える必要があります。

## 2のカラクリの説明かし

中国や北朝鮮が攻めてくるとしても、今の自衛権で対処できるので、自衛隊を海外で戦える軍隊にする必要は全くなく、今の九条をいじくる必要は全くありません。

---

(五十七ページ～五十八ページ)

独裁者ヒトラー率いるナチスのナンバー2で、ヒトラーの後継者と言われたヘルマン・ゲーリングという人間がいて、彼はこう言っています。

「当然、普通の市民は戦争が嫌いだ。

しかし、結局、政策を決定するのは国の指導者達であり、国民をそれに巻き込むのは、民主主義だろうと、ファシスト的独裁制だろうと、議会制だろうと共産主義的独裁制だろうと、常に簡単なことだ。

国民は常に指導者たちの意のままになるものだ。とても単純だ。

自分達が外国から攻撃されていると説明するだけでいい。そして、平和主義者については、彼らは愛国心がなく国家を危険に晒す人々だと公然と非難すればいいだけのことだ。

---

この方法はどの国でも同じように通用するものだ」

## 安倍総理たちのセールストーク3

自衛隊を海外で戦える軍隊にしてアメリカの戦争の下請けやお手伝いをしないと、アメリカに守つてもらえないくなるから、アメリカに守つてもらうために、自衛隊を海外で戦える軍隊にすることが必要です。

### 3のカラクリの説き明かし

アメリカが優先するのは自国の利益です。世界で第三位の経済大国が、たとえば中国の支配下に下つたら、オセロゲームで白が黒に大量にひっくり返されるように、アメリカはとても不利になってしまいます。不利にならないように、アメリカは日本を守るでしょう。日本がアメリカの戦争の下請けやお手伝いをしなくても・・・。

国外に自衛隊を出さず自衛に徹する今の日本に対しては、これを攻める大義名分

を得ることができません。できないのに攻めたら、国際世論が黙っていないから、結局、攻めることはできずにつまんでしまう。（詳しい解説、五十八ページ～六十一ページ）

## 安倍総理たちのセールストーク4

（九条も含めて）今の憲法はGHQの押しつけなので、自主憲法を作らなければなりません。

### 4のカラクリの説明かし

今の憲法の九条になる「戦争放棄＆戦力不保持」は一九四六年一月二十四日、当時の日本の幣原喜重郎総理がGHQのトップであるマッカーサー元帥に、一条になる「象徴天皇制」と共に提案し、その結果、憲法になつたものです。

ほかの重要な条文の原型も多くは鈴木安蔵、森戸辰夫など憲法研究会のメンバーによって作られた憲法草案要綱に入つており、GHQはそれを参考にGHQ草案を作

り、それが今の憲法になりました。（詳しい説明、PART4）

コミックで言えば、原作者は上記の日本人たちで、GHQが果たしたのは編集者としての役割でした。（但し、二十四条「家族生活における個人の尊厳と両性の平等」の草案はGHQの女性スタッフ、ベアテ・シロタ・ゴードンによつて作られました）

このPDFでも引用していますが、幣原喜重郎総理自身が「自分が一九四六年一月二十四日にマッカーサー元帥に「戦力不保持と戦争放棄」と「象徴天皇制」を提案したことを証言している「平野文書（幣原先生から聴取した戦争放棄条項等の生まれた事情について）」第一部は「幣原 平野」でグーグル検索すれば読めます。

## おまけ 安倍総理が中国とうまくやつていこうとしていることを報道した記事

安倍総理は九条に自衛隊を明記して海外で戦争できる軍隊にするために、国民に対しては中国の脅威をあおっていますが、実際には中国とうまくやつていこうとしてい

ることを報道した、次の二〇一七年十二月十八日の共同通信の記事があります。

### 【安倍首相、「一帯一路」と連携へ 対中けん制から転換】

安倍晋三首相は、自身が掲げる対外政策「自由で開かれたインド太平洋戦略」を、中国主導の現代版シルクロード構想「一帯一路」と連携させる形で推進する意向を固めた。対中けん制外交の柱に据える同戦略の目的を転換し、新たな日中協力の足掛かりにする。複数の政府筋が十七日、明らかにした。長期的視野に立つて日本の安全保障と経済的利益を考えた場合、さらなる大國化の道を歩む中国との関係改善が急務だと判断した。

インド太平洋戦略に関し、首相は中国への対抗措置ではないとの認識を示唆してきたが、今後は一帯一路構想との「共存共栄」を目指す姿勢を明確に打ち出す。

(詳しい解説六十一ページ～六十三ページ)

## まとめ

自衛隊を海外で戦える軍隊にしたら、それだけで軍隊や武器に使われる税金が増え、その分、国民の生活はますます苦しくなるでしょう。本当に戦争に参加したら、もつとますます国民の生活は苦しくなるでしょう。

昔みたいに、勝った国が負けた国から賠償金を得たり領土を譲り受けたりなんてことはできないので、結局、全てが国民の負担になるしかないでしょう。（国家と縁の深い大企業などは大きな利益を得るとしても・・・）

もちろん、本来かかわる必要のない戦争にかかわることによって、心身共に傷ついたり戦死する隊員もでてこざるをえないでしょう。

そういうことにならないように、九条をいじくって自衛隊を海外で戦える軍隊にしたりしてはいけません。

日本は軍隊を持たないが故に、世界から信頼され、平和を求める世界の人たちの希望の星であり羅針盤であり、戦争に巻き込まれずに、戦争で人が一人も死ぬことなく、経済的に繁栄してきた、という事実を忘れてはいけないと思います。

「そ、うなんだ・・・」とノリカ。

「緊急事態条項と同様に、カシコい人たちの書く自衛隊9条明記は、オブラーートに包んだような耳障りのいい説明をしても、実態は黒魔術の杖なんだね」とケンタ。  
「そ、うじや。

この紙についても、読んだだけでは納得できない人も、納得できたけどもつと深く知りたい人もおるじゃろうのー。そういう人たちのためにも、これからクツキー2をもつと詳しく説明するけん、よかつたら一緒に深めてみよう」と龍馬は言い、より詳しい説明を始めた。

「この案について、安倍総理を親玉とする自民党は『自衛隊を明記した条文』だとだけ説明し、『災害救助などを一所懸命やつちゅう自衛隊を私生児扱いせず、ちゃんと憲法で認知してあげようよ』みたいな感じで国民を説得しようとした。

そういうた説明や説得を聞いただけでは、特に黒魔術の杖だとか毒入りだとかとは思わないんじやないかな?」龍馬は質問した。

「うん」ケンタは答えた。ノリカも頷き、「『それがどうして黒魔術の杖であり毒入りクッキーなの?』って多くの人が思っちゃいそうな、座布団一枚的な、カシコい説明や説得だと思う」と付け加えた。

「ねえ、ノリカ、軍隊と自衛隊の違いつて、なんだろうか?」とQ。

「うーん、軍隊は戦争するけど、自衛隊は戦争しない、とか?」

「じゃ、もしも日本がどこかの軍隊に攻められるようなことがあつたら、その時は、自衛隊は戦わないの、戦うの?」

「そりや、戦うでしょ?」

「そうだね。自衛隊というのはその名の通り、日本の空や海や陸に他の国の軍隊が攻め込んできたら戦つて追い払うためにあるもの。でも、自分から日本の空や海や陸の外に出て行つて戦うことはしない。だから自衛隊」

「なるほど」とケンタも納得した。そこまでの結論が出たところで、龍馬は口を開いた。

「でね、そういう自衛隊を、日本の外へ出て戦うことができるようにするのがクツキー2なんだよね」

「日本の空や海や陸の外へ出て、海外で戦える自衛隊にしちゃう……でも、自衛隊つてそもそも外へ出て戦えないんじやなかつたつけ……あれれ、なんかヘン……」ノリカは混乱した。

「軍隊なら外へ出て戦える。なので、自衛隊を外に出して戦える軍隊にするために、『自衛隊を明記』するのが安倍総理の率いる自民党の目的。そのためにクツキー2を国民投票で通そうとしちゅうんじや。

今の憲法は第9条に『日本は軍隊を持たない』と明記されちゅう。それを、日本は

(海外に出て戦えるという意味の)自衛隊という名の軍隊を持つことができるようにするためにクッキー2を書き足して国民投票にかけようとしちゅうんじや」と龍馬。「そうか、『日本は軍隊を持ってないし自衛隊は外に出て戦えないけど、しかし、自衛隊は軍隊として海外に出て戦える』とか、そういうことを書き足すのか!」とケンタ。「そんなムジュンした案をムジュンなく(?)書けるの?」大きなハテナマークが、質問するノリカの頭に浮かんでいた。それにはQが答えた。

「カシコい人が書くから、書けちやうということなんだろうね。そういう人の書くクッキー2は、どう書いてあろうと、自衛隊を外に出して戦える軍隊にするための案だということを決して忘れないでね」

ケンタとノリカは頷いた。龍馬は説明を先に進めた。

「では、実際にどういう案が出てきそうか、教えてあげようか?」(筆者註:現段階ではまだ正式な案が出ていないので、このように書いておきます)

## 2のカラクリの説き明かし

「ちょっと待つて。その前に聞きたいことがあるんだけど」と言つたのはケンタだつた。

「どんなんことじや？」

「ほら、よく、『北朝鮮が攻めてきたり中国が攻めてきたりする場合に備えて、憲法を変えなければならない』とか、9条を変えたい人たちは言うじやない？ それを言われて、そうか、そういう場合に備えて、やはり憲法を変えなければならないのか、つて考える人つて多いんじやない？ 時代の変化に対応するというか・・・」

龍馬は逆に質問した。

「攻めて来られたら守ることは、日本の空と海と陸の外に出られない今の自衛隊でも問題なくできるぜよ。だのに何故、自衛隊を海外に派出して戦えるようにする必要があるのかな？」

「そうか。そうだよね」ケンタは頷いた。

### 3のカラクリの説き明かし

「でも」とノリカは言った。

「あたしのおじさんが、言つてたよ。『アメリカのリクエストに応じて海外に自衛隊を出して、アメリカの戦争に協力しないと、北朝鮮とか中国とかに攻められた時なんかに、アメリカに守つてもらえないくなる。だから、アメリカに守つてもらうために、やつぱり自衛隊を海外にして、アメリカに協力して戦えるようにした方がいいんじゃないかな』って」

それにはQが答えた。

「昔ならともかく、今の時代に、北朝鮮も中国も含めてどこかの国が大っぴらに日本を攻めてくるということはありえないよ。そんなことしたら、世界中から非難され、制裁を受け、最悪の場合、下手をすれば自国を滅ぼされかねないから、そういう割の合わないことを大っぴらにする国はないよ」

「なるほど」とノリカ。龍馬も答えを補足した。

「北朝鮮や中国が攻めてくるとしたら、そのためには少なくとも攻撃を正当化する理由が必要じや。自分が日本に先に攻められたとか、自分にとつて日本が大きな軍事的脅威になつたとか、そういう理由が。日本が憲法を変えて戦争できる国になつてアメ

リカと軍事的にツルみ出したら、その方がはるかに、中国や北朝鮮は軍事的脅威を感じるじやろうね」

「理由って、大義名分ってやつだね」とケンタ。

「そうじや。軍隊を持たず、海外に出ることができず自衛に徹する自衛隊しか持たない今の日本に対しては、北朝鮮や中国も含めて、いかなる国も攻撃を正当化する理由<sup>11</sup>大義名分を得ることはできないんじや」

「つまり、軍隊を持たないことがもつともパワフルな自衛・防衛の手段になっているわけね。それって賢い！」とノリカ。

「その通りじや。自衛隊を海外に出て戦争できる軍隊にしたら、それによつて相手に大義名分を与える結果<sup>12</sup>攻められる結果にもなりかねない。そつちの方がよつほど愚かな選択なんじやないかな。クツキー2が毒だつていうのは、そういう理由なんじやよね。攻められて一番損をするのはぼくたち一般国民なんじやから」

「そうか、わかった」とケンタ。

「あと、これも見落としちゃいけないポイントだけど、古今東西、国家は自国の利益を最優先で行動するものなんじや。現在でもアメリカ、中国について世界第三位の経

済力を持つ日本が北朝鮮や中国の支配下に下つたら、アメリカにとつてとんでもなく不利なことになる。そういう事態を避けるために、たとえ日本がアメリカの戦争に協力しない国であつても、アメリカは自分の利益のために、日本が北朝鮮や中国の支配下に下らないように行動し、結果として日本を守る行動をとる。それが、難しい言葉で言えば、国際政治の力学、バランス・オブ・パワーってやつなんじゃ」「おー」とケンタ。

### おまけ 安倍総理が中国とうまくやつてゆこうとしていることを母報道した記事

「安倍総理たちは国民にクツキー2を食べさせるために、中国や北朝鮮の脅威をあおつちゅう。でも、この、二〇一七年十二月十八日の共同通信の記事を見てほしい」とQ。

【安倍首相、「一带一路」と連携へ 対中けん制から転換】

安倍晋三首相は、自身が掲げる対外政策「自由で開かれたインド太平洋戦略」を、中国主導の現代版シルクロード構想「一带一路」と連携させる形で推進する意向を固めた。対中けん制外交の柱に据える同戦略の目的を転換し、新たな日中協力の足掛かりにする。複数の政府筋が十七日、明らかにした。長期的視野に立つて日本の安全保障と経済的利益を考えた場合、さらなる大国化の道を歩む中国との関係改善が急務だと判断した。

インド太平洋戦略に関し、首相は中国への対抗措置ではないとの認識を示唆してきたが、今後は一带一路構想との「**共存共榮**」を目指す姿勢を明確に打ち出す。

「この記事を読んでどう思う？ 安倍総理は本気で中国を武力で戦うべき敵だと考えていると思える？」とQ。

「思えない」とノリカ。

「やっぱり、危機感をあおって、国民にクッキーを食べさせるための日本国内向けプロパガンダだと考えた方がよさそうだね」とケンタ。

「ぼくもそう思う。北朝鮮について安倍総理が危機をあおっている理由も同様で、北朝鮮が先に攻めてくるとは、とてもは考えにくい。

国民がクツキー2を食べる選択をして、その結果日本がアメリカと軍事一体化し、アメリカが先に北朝鮮を攻撃した時くらいじゃないかな、北朝鮮が東京や原発を攻撃してくることがあるとしたら。

クツキー2を国民に食べさせるための、安倍総理たちのあおりやプロパガンダに乗せられちゃいけないよ」

## 1のカラクリの説き明かし① 9条自衛隊明記という発想の原点

「ところで、ブレーンという言葉、知つちゅうか？」と龍馬。  
「脳みそって意味よね」とノリカ。

「そうじや。誰かにとつての頭脳つまり指南役という意味もある。で、伊藤哲夫という人がおつてね。二〇〇六年九月九日の東京新聞は彼を安倍総理のブレーン中のブレーンとして紹介しちゅうし、メジャーな月刊雑誌の文藝春秋も彼を安倍総理の有力なブレーンとして紹介しちゅう」

「へえ？」とケンタ。

「その伊藤哲夫氏は、安倍総理に先立つて、彼の言い方で、彼が代表をつとめる日本政策研究センターの『明日への選択』二〇一六年九月号で、彼のクツキー2を提案したんじや」

「そうだつたんだ」

「二〇一七年五月三日に『九条に、自衛隊を明記する条文を新設する』と宣言した安倍総理の率いる自民党のクツキー2の元は伊藤哲夫氏のクツキー2にあるともいわれちゅう。で、その伊藤氏が彼のクツキー2を提案した『明日への選択』の翌々月号64で、伊藤氏の子分、日本政策センター研究部長の小坂実氏が、次のように書いちゅう。ちよつと難しいかもしれないけど、それを紹介するぜよ。

『戦力』の保持を禁じ、自衛隊の能力を不當に縛っている九条二項は、今や国家国民の生存を妨げる障害物と化したと言つても過言ではない。速やかに九条二項を削除するか、あるいは自衛隊を明記した第三項を加えて二項を空文化させるべきである。（同誌二〇一六年十一月号『今こそ自衛隊に憲法上の地位と能力を！』）

ここに書かれちゅう、『**自衛隊を明記した第三項を加えて二項を空文化させるべき**』つてどういうことかわかるかな？ ちなみに、九条二項には『戦力不保持』＝『日本は軍隊は持たない』つてが書いてあるんじやけどね』

ケンタとノリカは腕組みして考え、ノリカがハイ！と手をあげて答えた。

「『軍隊は持たない』というルールを無意味なものにして、日本も軍隊を持てる国にするつてことでしょ？」

「その通りじゃ。その目的のために、安倍総理たちはクッキー2を国民投票で通そうとしちゅう。そして、通すために、北朝鮮や中国の危機をあおつたりしちゅうんじや」

「そうか。ところで、ねえ、歴史ドラマや戦争ドラマでもよく言っているけど、古今東西、戦争ってめちゃくちゃ、お金がかかるんじやない？」とケンタ。

「そうじや。そして、古今東西、そのお金を調達するために増税されたり、戦争関連ではないことに使われる税金は減らされたり、そういうことの結果、国民の生活はますます苦しくなるんじや。その上、一番戦争で命を落としたり傷ついたり家や町を失

つて困るのは一般国民だし。権力者はそういう国民を操つて犠牲を強い、自分たちは極力被害を受けないよう、できるだけ得するようふるまうんじや」

「戦争で、できる限り得するつて？」

「権力者のスポンサーの、武器を作つちゅう会社なんかは大もうけできる。戦争は彼らにとつての在庫一掃セールだから。本当に戦争しなくとも、戦争できる国になれば、武器や軍隊に使う国の予算はどんどん膨らみ、彼らはそれをもつて肥え太る。その一部は政治家などに環流されることもあると思つちゅう」

「さつきも話に出たけど、安倍総理たちが北朝鮮や中国の危機をあおるのは、日本と日本の国民を守るためにやないってことだよね」とノリカ。

「ぼくもそう思う。国難とか、外からの危機をことさらあおることによつて、国民を操るやり方つて、古今東西、政治家の定番的なやり方なんだよね。」とQ。

「そういうことじや。クツキー2は彼らにとつてはスーパーおいしいクツキーだつて言つていじやろう。一般国民には毒の入つたクツキーでも。それを憲法に入れて日本を戦争OKの国にするためにあおつちゅうつてわけじや」と龍馬。

「わかった。ところで、さつき、『実際にどういう案が出てきそうか、教えてあげようか?』って言つてたよね」とケンタ。

「ああ」と龍馬。

「知りたいな。でも、難しい?」

「なるべくわかりやすく教えてあげるぜよ。

安倍総理のブレーンの伊藤哲夫氏が提案しちゅうクッキー2がある。それはの一、「但し前項の規定は確立された国際法に基づく自衛のための実力の保持を否定するものではない」(\*)

つて九条の第三項として書き加える案なんじや」

「何、それ? わかりやすく解説して」

「オーケー。

『前項の規定』＝九条二項の規定＝『日本は軍隊を持たない。自衛隊は軍隊ではないし、海外で戦うことはできない』、ということ。

『確立された国際法に基づく自衛のための実力の保持』＝『イラク戦争のようなバターンで、アメリカのリーダーシップで、複数国の軍隊が共同してある国に対して行う戦争』または『国連憲章に基づいて、複数国の軍隊が共同してある国に対して行う戦争』のための軍隊を持つこと

そういう意味だとまず言おう。なので、全体としては（＊）は、

【九条二項には「日本は軍隊を持たない。自衛隊は海外で戦えない」と書いてあるけど、でも、自衛隊は、国連憲章に基づく戦争かイラク戦争型の戦争になら参加して、軍隊として海外で戦えるよ】

という意味になるんじや】

「なんだ？」

「今では、戦争が起るとしたらアメリカがリーダーシップをとったイラク戦争型の戦争しかまざないから、結局、自衛隊はまずすべての戦争に参加できることになっちゃう。そういう風に憲法を変えることは、一般国民には毒入りクツキーだということは説明したじゃろ?」

ケンタもノリカもうんと頷いた。

「九条はアメリカが作ったから自主憲法ではない。だから、自主憲法としてクツキー2を憲法に入れるべきだ」とも安倍総理たちは言つちゅう。でもアメリカの下請けとして戦争できる憲法にするということは、アメリカに従属して戦争できるようになるための憲法にするということで、そのどこが自主憲法なんだという批判もあるんじや。

## 1のカラクリの説き明かし② 自民党案のたたき台の9条自衛隊明記

でも、伊藤哲夫氏のクツキー2はあくまでも出発点で、二〇一七年五月三日に安倍総理が『九条に、自衛隊を明記する条文を新設する』と宣言したのを受けて、同じ二

○一七年の六月二十二日、自民党の、新設条文である九条の二の具体的なたたき台が、毎日新聞などで報道された。それはこういうもののじや。

九条の二 前条の規定は、我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織として自衛隊を設けることを妨げるものと解釈してはならない。

2 内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有し、自衛隊はその行動について国会の承認その他の民主的統制に服する。

これって、一見悪くなさそうに見えないじやろ?」

「てか、何を言っているのかよくわからないけど・・・」とノリカ。

「わざとわかりにくい表現にしてる。でも、超とんでもない条文なんじや」と龍馬。「いつたいどこが超とんでもないの?」とケンタは首をかしげた。

「それはね。ほら、九条は『國の外で戦争をしない』『軍隊を持たない』って書いてあるじやろ?」

「そりなんだ?」

「それが『前条の規定』で、その『國の外で戦争をしない、軍隊を持たない、という前条の規定』は『我が國を防衛するための必要最小限度の実力組織として自衛隊を設けること』を『妨げるものと解釈してはならない』って自民党のたたき台には書いてある。

わかりやすく言えば、【『國の外で戦争をしない』『軍隊を持たない』というルールは**自衛隊には適用されない**】＝【憲法上、自衛隊という名前の、國の外で戦争できる軍隊を日本は持つていい】＝【憲法上、自衛隊は海外で戦争していい】って書いてある】

「・・・」「・・・」ノリカもケンタも絶句した。

「しかも、イラク戦争型の戦争に限らず、どういう戦争をしてもいい、ということになっちゃう。どこかの国に攻め込んで占領・支配する**侵略戦争も、憲法上可能**になるんじや。当然、先制攻撃も憲法上できることになる」

「な・る・ほ・ど、確かにとんでもない」

「九条の二の二によれば、総理大臣は自衛隊という名の軍隊の最高司令官となる。

彼が戦争を始めたいと思つたら、イエスマンが対多数を占める国会は承認しないわ

けがない。

万一国会が反対しても総理が戦争を初めてしまった場合はもう誰も止められない。理屈の上では止められる可能性があるとしたら裁判所しかないと。今までの例から言つても、最高裁判所は、こういう問題について判断しない。判断しないということは止められないということなんじゃ」

龍馬は先を続けた。

「戦争はお金がとつてもかかる。国民の犠牲も出さざるを得ない。だから、アメリカは戦争の費用と犠牲を日本に肩代わりさせたい。クッキー2を憲法に加えることによつて安倍総理たちは、アメリカの要望を満たし、アメリカの下請けとして戦争できる国にしようとしたちゅう』

そういう解説がある。

それは確かに間違いないじゃない。

しかし、この自民党のたたき台クッキー2はそういう戦争はもちろん、侵略戦争も先制攻撃も含めてどんな戦争でもできちやうって、そういう超とんでもない内容なんじやよ。

日本のような大国がそういう憲法を持つようになつたら、世界からアブナイやつ扱いされることは疑いないと思うぜよ」

「信頼されなくなつちやうつてこと？」とノリカ。

「そう。軍隊を持たず、戦争をしない国だからこそ信頼され、戦争のない世界の実現を望んでいる世界の人たちの希望の星じやつたのに・・・。

侵略戦争もOKだなんて、超とんでもない猛毒入りのクツキーだということになる」と龍馬。Qも頷いて、

「その通りだよ。国民投票の結果クツキー1、クツキー2、二つの毒入りクツキーが憲法になつたら、民主主義も平和主義も完全に葬り去られ、自由、平等、平和の根っこは断たれ、みんなの自由も人権もないがしろにされることに確實になつちやうよ。そして、戦争に巻き込まれることにも・・・」と。

### #3-3 クツキー3、クツキー4について。そして結論

龍馬は次のように続けた。

「さつきノリカが言つちよつたように、クツキー3は誰が見てもおいしそうなクツキーに見えるし、実際にその通りじやろう。でも、これは憲法を変える必要はない。法律を作れば改憲しなくてもより簡単にできる。

クツキー4も、なんか悪くないようと思つる人が多いじやろうね。

でも、参議院議員を「都道府県代表」にすると、参議院は「全国民の代表」ではなくなり、参議院の性格が根本的に変わってしまう。

参議院改革は本来「一票の格差」を解消するためのものじやつた。

有権者が少ない選挙区では一票の価値が大きくなり、少ない票数で一人の議員が誕生されることができる。

逆に、有権者の多い選挙区では一票の価値が小さくなり、一人の議員を誕生させるためにより沢山の票数が必要となる。

たとえば、二〇一七年七月五日の産経新聞によれば、参院選の福井選挙区と埼玉選挙区では、三・〇六六倍も格差が生じちゅう。

これを「一票の格差」と言い、その解消が、参議院改革の本来の目標だつたはずなんじや。

しかし、参議院銀を「都道府県代表」としただけでは「一票の格差」は解消されず、それを解消するためには参議院議員の定員を増やすしかないんじやが、そのためにはうんと金がかかる。

参議院を「全国民の代表」であり続けさせながら、「一票の格差」をなくしたいんじやつたら、一番いいのは、全国を一つの選挙区として政党名で選挙し、得た票数ごとに政党に議員の数を割り振る、全国単一選挙区比例代表制にしたらいいとわしは思つちゅう。

しかし、もしも憲法に「参議院議員は都道府県代表」とはつきり書いたら、全国を一つの選挙区とする比例代表制は憲法違反だから実現できないということになつてしまふんじやないのかのー？

北海道、東北、関東、中部、北陸、関西、中国、四国、九州とかを一つの選挙区とする比例代表制も、「一票の格差」を解消するためのセカンドベストの方法であるにもかかわらず、これもまた憲法違反となつて実現できなくなつてしまふんじやないの

かのー？

「全国民の代表」であり続けさせながら「一票の格差」をなくすこと。

それが参議院改革の目的なのだとしたら、安易に「参議院議員は都道府県代表」など憲法に書くような改憲はしない方がいいとわしは思つちゅう。

ということで、ケンタ、ノリカ、聞きたいんじやが、国民投票の時、どう投票する？」

「そうね。あたしは少なくともクツキー1とクツキー2は食べない、そういう投票をするな」とノリカ。

「自分も」とケンタ。龍馬は言葉を続けた。

「四枚のクツキーを国民投票で通そうと考へて動いちゅう連中は、お金の力にものを言わせて、クツキー3やクツキー4はもちろんのこと、クツキー1やクツキー2も食べた方がいい、少なくとも食べても悪くない、というようないい加減な説明や印象操作のCMを大量にうつてくるじやろうね、それらの毒については一切触れることなく、災害対策のためにクツキー1に、災害の時に活躍し国を守ってくれる自衛隊を認知るためにクツキー2に、賛成投票しましょうってみんなを洗脳するCMを。

そういうCMを、国民投票の投票日の十五日前までは、お金と権力のある安倍総理のお仲間たちは好き放題うつことができるんじや。

十四日前から前日までも、有名人に「私はクツキー1やクツキー2に投票します」という感じの意見を言わせるCMだつたらいくらでもうつことができるんじや。

クツキー1とクツキー2について、わしやQが今説明したようなことを聞いたことがなく、テレビや新聞を通じて大量に出回るであろう安倍総理たちの説明や印象操作しか聞いたことがない人たちにとつては、食べた方がいいクツキーまたは食べても問題ないクツキーに思える可能性が大きいんじや。

それじゃ大変なことになるから、本気で、一人でも多くの人たちにクツキー1やクツキー2は猛毒入りクツキーだと知らせちゃろう（＝知らせてあげよう）

ケンタもノリカも頷いた。

「それでなんじやが、

国民投票法に関する法律を見るとわかるんじやが、

クツキー1～4を全部食べるか、全部食べないか、二択で選ばさせることも可能なんじやよ。二択のうち、全部食べるという選択をしたら、その結果、一般国民にとつて毒であるクツキー1とクツキー2も正式に憲法になってしまふんじや。

そういう二択の国民投票になるにせよ、一枚一枚のクツキーについて個別に食べらか食べないかを選ぶ国民投票になるにせよ、

その結果、クツキー1が正式な憲法になつて宣言され発動されたら、国民が主役の憲法は即座に死んで独裁者が主役の憲法になり、一般国民の自由や権利はどのようにでも制限され奪われる国に日本はなつてしまふんじやろう。主役である独裁者は九条に手をつけるまでもなく、この国を戦争できる国に変えることもだつて、その気になればいつでも思いのままにできるじやろう。

またその結果、クツキー2が正式な憲法になつたら、今の平和憲法は死に、日本は

権力者の思いのままに戦争ができ、武器や軍事費のために増税されたり税金を使われたりして、国民の生活はますます苦しくなる、そういう国になつてゆくじやろう。

権力も税金もごく一部の者たちの利益のために使われ、その結果、経済格差はますます大きくなり、その点においても、国民の生活はますます苦しくなつてゆくじやう。

ほら、さつき言つたじやろ、

『独裁者または権力者が主役、みんなの人権は法律で制限できる、戦争OK、という三つの特徴を持つ憲法、大日本帝国憲法は歴史の表舞台から引退したんじやよね、いつたんは・・・』

つて

「ああ」とケンタ。

「繰り返しになるけど、国民投票の結果、クツキー1とクツキー2が憲法に加えられると、その憲法はクツキー2によつて戦争OKの憲法になり、クツキー1が宣言され

発動されると権力者中の権力者である独裁者が主役で、みんなの人権は独裁者の思いのままに制限される、そういう憲法にもなる。

いつたんは歴史の表舞台から引退した大日本帝国憲法的な憲法が二十一世紀の日本に復活することになる。そしてその憲法によつて、総理大臣が独裁者になることが可能になる。

そういう黒魔術の杖憲法を持つ国になつてもいいと思うかな？」

龍馬は問いかけた。ケンタもノリカも首を横に振つた。

「俺は一般国民だから、独裁者が主役の国にしちやえるような憲法案や戦争できる国にするための憲法案には賛成したくないし、みんなにもそれに賛成するのは思いとどまつてもらいたい。

どうしたらしいのかな？」

ケンタはノリカの顔を見て言つた。

「それは、とにかく、クツキー1とクツキー2は猛毒入りクツキーだということをみ

んなに知らせるしかないよ」ノリカは答えた。

「そうだね」ケンタも頷いた。

「あともう一つ、ものすごく大事なことを言うぜよ」と龍馬。

「それは、一般国民のためを思うなら、他の国との問題は、武力ではなく外交で解決する努力を最大限にすべきだということじゃ。（筆者註：このことは次のPART4

幣原喜重郎・平野文書でよりくわしく展開します）

でも、安倍政権はそういう努力をしないまま、武力で解決すべきだと大声で言い、危機をあおって毒入りのクツキーを憲法に盛り込もうとするばかりじゃ。そういう人たちが『これは無害有益なクツキーだ』と言つたら、それはウソじやないか、裏があるんじゃないかって、一般国民は眉にツバつけて疑つてかかるべきだと思うんじやよ』「わかった」ノリカとケンタは眉にツバをつけた。

そんな二人に向かつて、それまで黙っていたQは、

「みんなの選択がこの国の行方を左右するんだ。しつかり頼むね」

と言つて深々と頭を下げた。その言葉は何故かズシリとケンタとノリカの胸に突き刺さつた。

「Q あなた、いったい誰なの?」ノリカはQに尋ねた。

「それは、あとで話すよ」Qは答えた。

「それよりも、ここで一つ言いたいことがあるんだ。安倍政権の麻生副総理は二〇一三年、その時も安倍政権の副総理だつたんだけどね、さつきヒトラーが緊急事態条項を使つて独裁者になつたという話が出たけど、

憲法改正をめぐり、ヒトラーの率いた戦前ドイツのナチス政権時代に触れた中で『ドイツのワイマール憲法はいつの間にか変わっていた。誰も気がつかない間に変わつた。あの手口を学んだらどうか』って言つてる。

毒入りのクツキーの混ざつた四枚のクツキーをそつとは気づかせないまま、国民に食べさせようというのが安倍総理たちの憲法国民投票の戦略なんだということが彼のこの発言からもわかるよね。そのことを是非みんなに知らせてほしい」

ノリカとケンタは頷いた。

「それと、ヒトラーやナチスについて触れた麻生副総理のことを話して思い出したんだけど、

独裁者ヒトラー率いるナチスのナンバー2で、ヒトラーの後継者と言われたヘルマン・ゲーリングという人間がいて、彼はこう言っている。

『当然、普通の市民は戦争が嫌いだ。

しかし、結局、政策を決定するのは国の指導者達であり、国民をそれに巻き込むのは、民主主義だろうと、ファシスト的独裁制だろうと、議会制だろうと共産主義的独裁制だろうと、常に簡単なことだ。

国民は常に指導者たちの意のままになるものだ。とても単純だ。

自分達が外国から攻撃されていると説明するだけでいい。そして、平和主義者については、彼らは愛国心がなく国家を危険に晒す人々だと公然と非難すればいいだけのことだ。

この方法はどの国でも同じように通用するものだ』

つて。

北朝鮮や中国の脅威を煽って、独裁権という猛毒入りのクツキー1と軍隊＆戦争OKという猛毒入りのクツキー2を、猛毒入りだということを知らせないままみんなに食べさせようとしているのが安倍総理たちの実態なんだよね。

彼らの思惑通りに、オブラーントに騙されて、猛毒入りクツキーを食べる選択をみんながしたら、それがどういうあしたの日本をもたらすか、もうわかるよね？」

「うん」

「ああ」

ノリカとケンタは迷うことなく頷いた。

「安倍総理たちは憲法改正詐欺なんだよ。」

知ることは力、知らせることは力。どうぞ、本当のことを知った人はそれをほかのみんなに知らせて。たとえ悪くないとかおいしそうとか思えるクツキーがいくつかあっても、毒入りが一つでも混ざっている四枚のクツキーは食べない投票を是非してほしい。自分たち自身のために、これからのみんなのために。お願ひします」

Qはもう一度深々と頭を下げた。

（「PART4 守護神のお父さんたち」、「PART5 日本人だからできること」、  
省略）

\*以下、PART5のラスト＝全体の結び

突然、ノリカとケンタの心に同じ映像が浮かび上がった。

化粧つ気なく、モンペを履いた地味な、大人のノリカ。黒いリボンのかかた写真入りの額を持って、涙を流しながらトボトボ歩いている。

ノリカの脇にはカーキ色の国民服を着たケンタ。空っぽの白木の箱を抱え、涙を流しながら呟く。

「せめて骨だけでも帰ってきて欲しかったのに・・・」

ノリカの抱える額の中の写真はQ。

頭の中で声が響いた。

国会で憲法“改正”の発議つていうやつがされると、そのあと、六十日から百八十日の間に国民投票がある。

それは二〇一八年夏から二〇一九年夏までの間に行われるだろう。一番早い、二〇一八年夏に行われる可能性も大きいかも知れない。

君が一般国民なら毒入りクッキーを食べる選択は絶対しないで、是非、食べない選択をして。

ケンタ、ノリカ。ぼくはね、未来からきた君たち二人の息子なんだよ。

今のが最後のシミュレーション。そんな悲しく暗い国に、どうぞしないで、もう一度と再び・・・。

ケンタ、ノリカ。ぼくはね、未来からきた君たち二人の息子なんだよ。

今のが最後のシミュレーション。そんな悲しく暗い国に、どうぞしないで、もう一度と再び・・・。

そして、もう一つの声が響いた。

わしはみんなの中にあるけん。

自由と平等と平和は人間の根っこであり、国民が主役のこの日本の根っこじや。

その、根っこを枯らす猛毒入りクッキーは絶対に食べちゃいかんぜよ。

忘れちやいかん。

安倍総理たちの緊急事態条項と九条自衛隊明記についての説明は詐欺ぜよ。詐欺のセ  
ールストーグゼよ。

彼らが企てているのは、国民投票を利用した憲法改正詐欺なんじや。